秋田県
飲食店緊急支援金
申　請　要　領

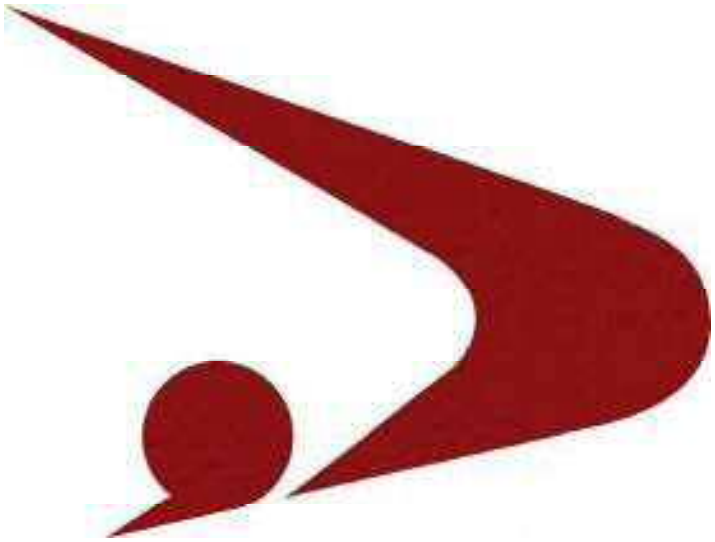

【申請サポート・対面相談窓口・お問い合わせ】

秋田県飲食店緊急支援金事務局
コールセンター（5月10日から）　☎０１８－８９５－５１２４
受付時間：午前９時３０分から午後５時３０分まで
（土・日・祝日を除く）

【対面相談窓口】（５月１０日(月)～８月３１日(火)）

場　所：秋田市大町３－４－１
マニュライフプレイス秋田３階
時　間：月～金曜日（祝日除く）
午前９時３０分から午後５時３０分まで
※１回３０分以内での相談となります。
※完全予約制です。事前にコールセンターで、ご予約の上ご来場ください。
また、来場の際には、添付書類を必ずご持参ください。

◎このほか、**商工会議所、商工会、中小企業団体中央会**でも相談を受付けています。必ず事前にご予約の上、ご相談ください。

１　秋田県飲食店緊急支援金とは

（１）趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による首都圏等の緊急事態宣言などにより、特に大きな影響を受けている県内飲食店の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

（２）支援金の額

１事業者あたり３０万円

※県内に複数店舗を有する場合は上限６０万円です。

（３）申請受付期間

令和３年５月１０日（月）から同年８月３１日（火）まで

（４）申請書の入手方法

次の場所で申請書を入手することができます。

- 県ホームページ【電子データ】

秋田県公式サイトにて「コンテンツ番号：５７１５６」からダウンロード

※トップページの「サイト内検索」欄へ上記番号を入力。

こちらからもアクセス可能です⇒

- 秋田県庁第二庁舎１階ホール【紙媒体】
- 各地域振興局【紙媒体】

（５）申請方法

以下の方法によりご提出ください。

・郵送の場合

申請書類を封入の上、以下に送付ください。

※令和３年８月31日（火）の消印有効です。

【宛先】〒０１０－０９２１

秋田市大町３－４－１マニュライフプレイス秋田３階

秋田県飲食店緊急支援金事務局

※封筒裏面に店舗の住所および氏名を記載してください。なお、郵送料は申請者の負担になります。

・電子申請

５月１０日（月）から電子申請の受付を開始します。

秋田県公式サイトにて「コンテンツ番号：５７１５６ 」へアクセスし、「秋田県飲食店緊急支援金電子申請」をクリックし、電子申請の手続きにお進みください。

こちらからもアクセス可能です⇒

※申請は、郵送と電子申請のみです。県庁や地域振興局の窓口では受付していませんので、持参しないでください。

２　対象者

対象者は、次の要件を全て満たす中小企業者等(※)です。

① 令和３年１月１日において、法人または人格のない社団等にあっては、秋田県内に本店があること。また、個人事業主にあっては、秋田県内に住民登録を行っていること。
② 主たる業種が飲食業で、令和２年１月１日において、秋田県内の店舗所在地の所轄の保健所からの飲食店または喫茶店の営業許可を有しており、今後も秋田県内において事業を継続する意思があること。（令和2年1月1日から同年4月30日までに創業した方も対象になります（Ｐ１１参照））
③ 令和２年１２月から令和３年４月までの任意の１か月（以下、「対象月」という。）において、売上高が前年又は前々年の同月と比較し、５０％以上減少していること。
④ 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団および同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

① 法人税法別表第１に規定する公共法人
② 地方公共団体からの出資割合が50パーセントを超える法人
③ 地方公共団体の特別職又は職員が役員に就任している法人
④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う方
⑤ 政治団体
⑥ 宗教上の組織又は団体
⑦ 上記のほか、本支援金の趣旨および目的に照らして適当でないと知事が判断した方

※本事業での中小企業者等とは次のとおりです。
- 個人事業主
- 次のいずれかを満たす法人
  ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
  ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下であること。

３　申請手続き(申請書・オモテ)※法人・個人共通

様式第1号(第7条関係)　　令和　年　月　日

（宛先）　秋田県知事　あて

秋田県飲食店緊急支援金支給申請書兼実績報告書兼請求書

秋田県飲食店緊急支援金の支給を申請します。また、審査の結果、適当と認められましたら、支援金を指定口座に振り込んでください。

1　申請者

法人番号(法人のみ)			
住所又は	〒		
氏名	フリガナ	生年月日(個人のみ)	年　月　日
	フリガナ		
連絡先	電話番号	担当者	
	E－mail		

※個人事業主の「住所」は添付の本人確認書類記載の住所としてください。

申請書の記載内容等に不明な点等がある場合に連絡します。日中に連絡がつく連絡先をご記入ください。

保健所からの営業許可証の指令番号・許可を受けた日付を記載してください。

2　飲食店営業等の許可を受けた施設および申請額
※複数の施設を営業されている方は、2施設分を記載してください。

施設名		申請額(a)
所在地		
営業許可指令番号	号　H・R　年　月　日	円
施設名		申請額(b)
	号　H・R　年　月　日	円
		合計申請額(a)＋(b)
		円

令和2年12月～4月のうち、前年比で売上減少率が50%以上の月を記載し、当該月の分の売上台帳の写しを添付してください。
前年の売上高との比較が適当でない場合は、前々年の同時期の売上高と比較可能です。
（P12参照）

確定申告書などから転記してください。

3　実績報告(売上高の比較)
売上高が50%以上減少している対象月について記載してください。

対象月(令和2年12月～令和3年4月までの任意の月)	前年又は前々年の売上高(A)	対象月の売上高(B)	減少額(C)(A−B)	減少率(C／A×100)
月	円	円	円	%

※減少率が50%に満たない場合は対象となりません。

売上台帳などから転記してください。

通帳を十分にご確認ください。

4　振込先

金融機関名		銀行　金庫 組合　農協	本支店名	支店
口座種別		口座番号		
口座名義人			※カタカナで記載してください。	

●裏面もご記入ください。

3　申請手続き(申請書・ウラ)※法人・個人共通

5　同意▪誓約事項

「秋田県飲食店緊急支援金」の申請に関して、次の事項に同意▪誓約のうえ申請します。

☐ ←全ての要件を満たす方はチェックを入れてください。**※チェックが無い場合は不交付となります。**

(1)	知事が、申請内容に関する事項について、関係機関に照会することに同意します。
(2)	令和3年1月1日において秋田県内に本店を有する法人です。 個人の場合：令和3年1月1日において、秋田県に住民登録を行っております。
(3)	主たる業種が飲食業で、店舗所在地の所轄の保健所から飲食店または喫茶店の営業許可を受けており、今後も秋田県において事業を継続する意思があります。
	からの出資割合が50%を超える法人ではありません。
	の特別職又は職員が役員に就任している法人ではありません。
(6)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
(7)	政治団体および宗教上の組織もしくは団体ではありません。
(8)	申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
(9)	秋田県から、検査▪報告▪是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
(10)	申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団および暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していません。

チェックが無い場合は、不交付になります。

※全ての要件を満たさないと、受給できません。

【添付書類】

添付書類について、不足がないか確認してください。

☐	①　保健所営業許可証の写し ※申請日時点で有効期間内のもの
☐	②　確定申告書類等の写し ※「4　売上高の比較」で選択した前年又は前々年の売上高が確認できる年分 ▪法人の場合：確定申告書別表第一および法人事業概況説明書（表▪裏） ▪個人（青色申告）の場合：確定申告書第一表および所得税青色申告決算書（表▪裏） ▪個人（白色申告）の場合：確定申告書第一表および対象月の売上高が確認できる売上台帳など
☐	③　売上台帳等の写し ※対象月の売上高が確認できる書類
☐	④　口座振込先通帳の写し ※振込先口座は本人名義の普通預金口座(総合口座)▪当座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座）
☐	⑤　本人確認書類の写し ※申請者が個人の場合に限る

※「秋田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援金」（以下、「秋田市支援金」という。）の交付決定を受けた方は、その交付決定通知書を添付することにより、②、③、⑤の添付を省略することができます（①、④は省略不可）。

なお、秋田市支援金の交付決定通知書を紛失した場合は、添付書類を省略できません。

３　申請手続き(添付書類)※法人・個人共通

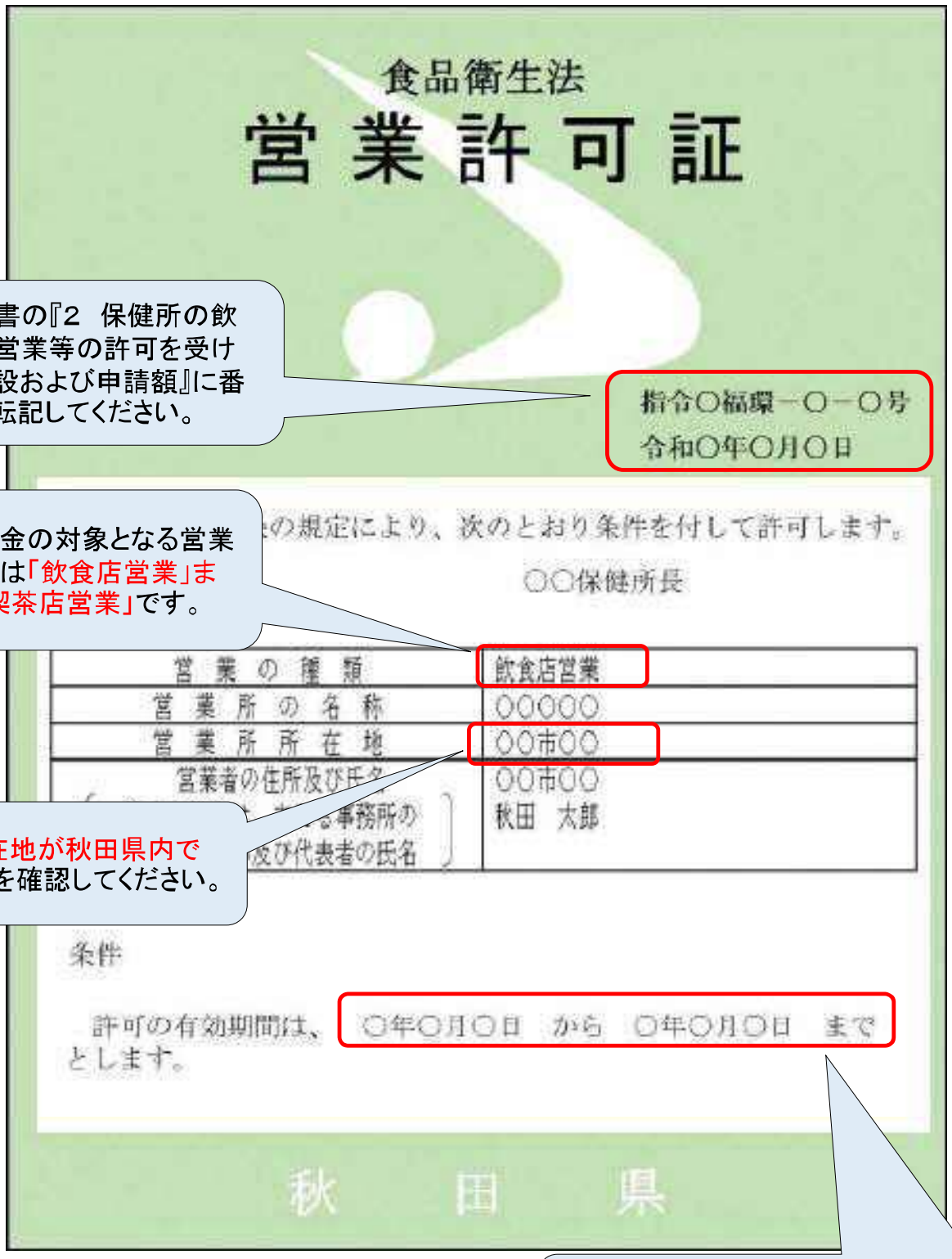

申請書の『2　保健所の飲食店営業等の許可を受けた施設および申請額』に番号を転記してください。

本支援金の対象となる営業の種類は「飲食店営業」または「喫茶店営業」です。

店舗所在地が秋田県内であることを確認してください。

申請時において有効期間内であることを確認してください。

3　申請手続き(添付書類) ※法人の場合

■確定申告書別表一および法人事業概況説明書（表・裏）等の控えのコピー
前年又は前々年における対象月の売上高を確認できる事業年度分

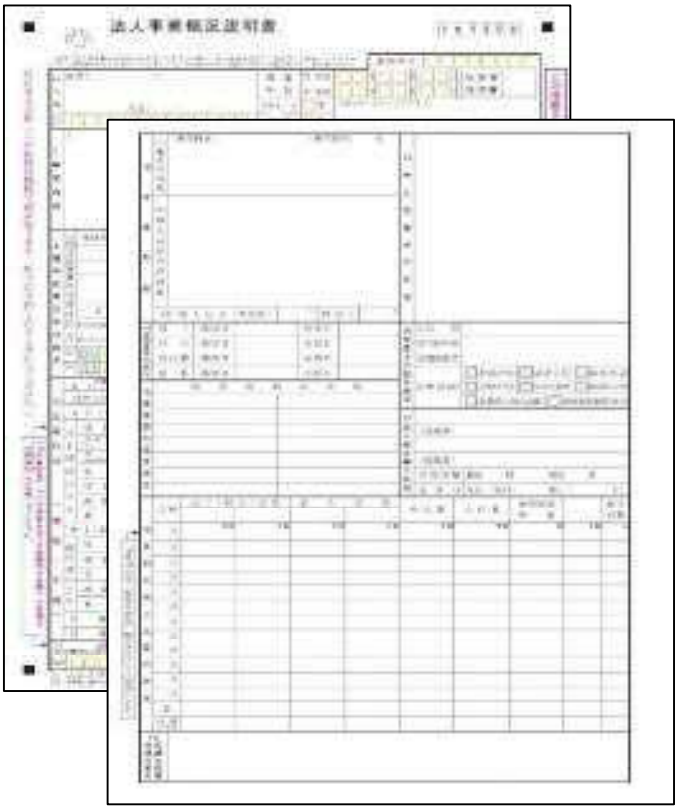

■売上台帳等の写し
対象月の売上高を確認

年月日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高

【注意】
売上台帳は事業者の方々が自身で整備するものです。
税務署等では発行出来ませんので、ご注意ください。

■通帳の写し（見開き）
振込先（普通、当座）を確認
※法人名義の口座に限ります。

３　申請手続き(添付書類) ※個人(青色申告)の場合

■確定申告書第一表のコピー

前年又は前々年の売上高を確認

■所得税青色申告決算書のコピー（１ページ目と２ページ目）等

前年又は前々年の対象月の売上高を確認

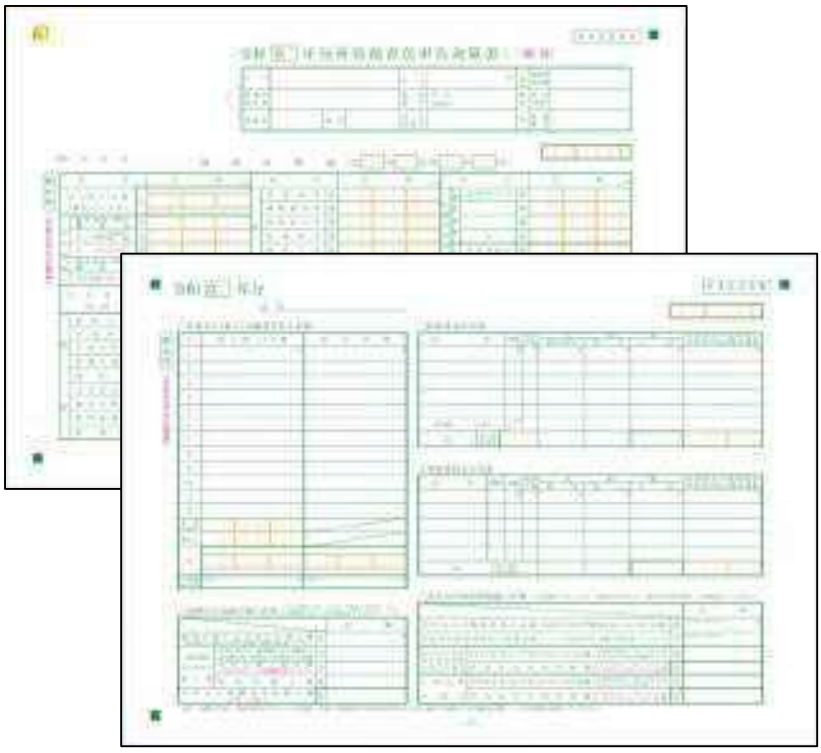

■売上台帳等の写し

対象月の売上高を確認

年月日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高

【注意】
売上台帳は事業者の方々が自身で整備するものです。
税務署等では発行出来ませんので、ご注意ください。

■通帳の写し(見開き)

振込先（普通、当座）を確認

※本人名義の口座に限ります。

■本人確認書類

・運転免許証の写し、又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し

※運転免許証については、記載変更があった場合は裏面もコピーしてください。

※上記書類をお持ちでない場合は、パスポートや健康保険証の写し等でも構いません。

●運転免許証

●マイナンバーカード

3　申請手続き(添付書類) ※個人(白色申告)の場合

■確定申告書第一表のコピー

前年又は前々年の売上高を確認

■売上台帳等の写し

対象月と前年又は前々年の売上高を確認

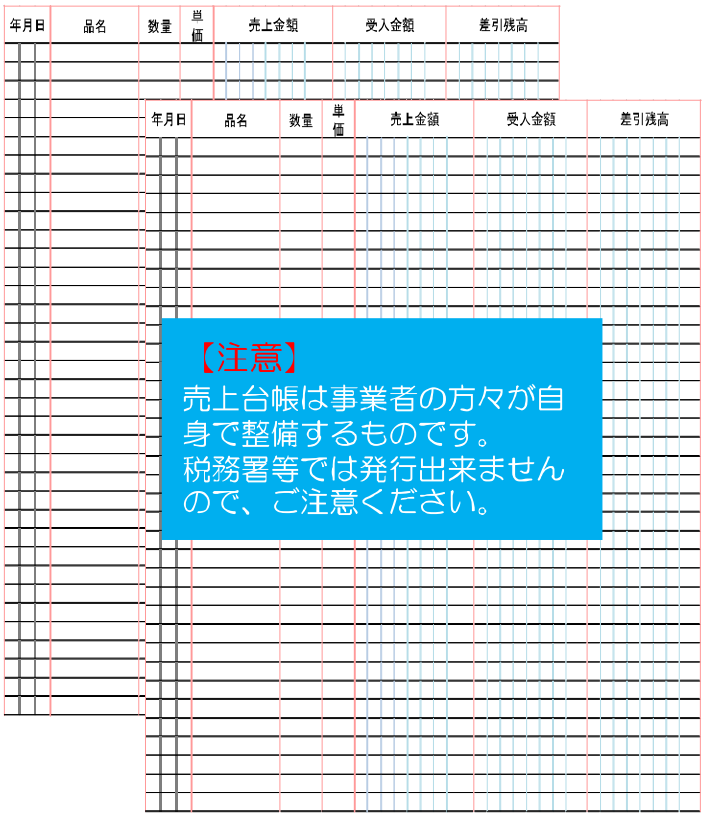

■通帳の写し(見開き)

振込先（普通、当座）を確認

※本人名義の口座に限ります。

■本人確認書類

・運転免許証の写し、又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し

※運転免許証については、記載変更があった場合は裏面もコピーしてください。

※上記書類をお持ちでない場合は、パスポートや健康保険証の写し等でも構いません。

●マイナンバーカード

●運転免許証